

第79回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年11月20日(月) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成29年11月20日(月) 午前10時00分
- 3 閉会の日時 平成29年11月20日(月) 午前11時10分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	串田 修	出
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	欠
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長	真田 明彦	総務・農政担当課長	倭 信幸
	農地担当課長	佐藤 孝司	担当課長補佐	今村 正樹
	担当係長	入江 貢	副主査	橋本 聡実
	副主査	大橋 和之		

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
- (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
- (3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないことから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の意見をふまえて，地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

今東委員 1番，2番の2件について協議したところ，許可意見としており，農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん，何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区の説明を，お願いします。

入江係長 1ページ3番，借入地取得による所有権移転です。受人は現在，約3ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番，新規農による所有権移転で，北区分の2，219㎡の借入れと同時申請ですが，申請人は高齢の一人世帯での新規農で営農計画にも疑義があり，また申請地は前耕作者と渡人との間で合意解約済みですが，前耕作者が引き続き耕作をするとの情報もあり，再度調査が必要ということから地区協議会では保留意見となっています。

5番，増反による所有権移転です。受人は現在，約1.7ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番，入所者のリハビリテーションのために，施設近隣の申請地を取得するものです。地域との関係などをみても問題がないこと，農地法施行令第2条第1項ハの社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番，増反による所有権移転です。受人は現在，約69アール農地を耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番，増反による所有権移転です。受人は現在，約1.5ヘクタール農地を耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約77アール農地を耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約3ヘクタール農地を耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約36アール農地を耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ12番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約1.1ヘクタール農地を耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて, 地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

串田委員 3番から12番までの10件について協議したところ, 4番は事務局の説明のとおりで, 東区協議会では保留意見となっています。

その他の9件については審議した結果, 事務局の説明のとおり許可意見としており, 農業委員としても同様に許可意見です。

上岡委員 4番の人は高齢で, これから農業を始めるのは無理ではないでしょうか。本気で農業をするつもりが, 無いのではないかと。

串田委員 私も機械もすべて借物であり, 作る気が無いのではないかと思います。

議長 以前は問題がある案件に対しては, 呼び出しをかけて農業委員全員で意見を聞いていたこともありました。

難波委員 今回は保留にしたらいのではないかと。

串田委員 推進委員が前耕作者に続けて耕作される意思があるか聞き, 続ける意思があることも確認しています。

奥田委員 事務局と農業委員で時間をかけて結論を出した方がいいのではないか。今日この場で不許可の結論を出すのは、無理だと思います。

事務局 結論を出すのは疑問な点を、確認してからの方がいいのではないか。例えば営農計画書をもっと具体的に記入してもらうとか、前耕作者の意思を確認する必要があると思います。

議長 4番については、今回は保留として今後事務局と協議をして結論を出すということでもいいですか。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、4番を保留としその他の11件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等（1）については、4番を保留としその他の11件を許可と決定します。

次に、申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から東区の説明を、お願いします。

入江係長 3ページ1番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は苗箱での育成及び農機具の露天置場です。申請人は現在約10ヘクタール耕作しておりますが、申請地周辺農地約4ヘクタールの耕作を行うための農業用露天施設として転用しようとするものです。申請地は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途への転用であり、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま

以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

串田委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。
議 長 それでは申請等（２）については、 １番の 1 件を許可と決定してよろしいか。
全 員 よろしい。
議 長 それでは申請等（２）について、 1 件を許可と決定します。
次に、申請等（３）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。

事務局から中区の説明を、お願いします。

橋本副主査 4 ページ 1 番、平成 29 年 2 月締めで農振除外の申し出がなされ、11 月 15 日付けで農振除外済の案件です。申請地は下水道管、水道管が埋設されている道路の沿道に位置し、500メートル以内に教育施設が二つある 3 種農地と判断され、転用目的は自己兼用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区倉富の借家に家族 4 人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、実家に近く、両親の協力が得られ、また、交通量が多く飲食店経営に適している申請地を譲り受けて住宅兼飲食店を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、平成 29 年 2 月締めで農振除外の申し出がなされ、11 月 15 日付けで除外済の案件です。申請地は農地の広がり 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区平井五丁目の借家に家族 3 人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、妻の実家に近く、子どもの世話や両親の介護等がしやすい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3 番、平成 29 年 2 月締めで農振除外の申し出がなされ、11 月 15 日付けで除外済の案件です。申請地は農地の広がり 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区桑野の借家に家族 4 人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、現住所に近く子どもの通学にも便利である申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、平成29年2月締めで農振除外の申し出がなされ、11月15日付けで除外済の案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区倉田の借家に家族6人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、実家に近く、子供の世話や両親の介護に便利な申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

今東委員 1番から4番の4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

入江係長 4ページ5番から6ページ12番は同一農地で個別に自己専用住宅を建築しようとする申請のため、同時に説明します。申請地は5番から7番が沿道に上下水道管が埋設され、500メートル以内に芥子山小学校及び芥子山幼稚園がある3種農地、8番から12番は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

5番、受人は現在、東区可知四丁目の借家に居住しておりますが、家財道具が増え手狭となったため、申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、受人は現在、東区目黒町の借家に居住しておりますが、家財道具が増え手狭となったため、申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

5ページ7番、受人は現在、東区可知二丁目の借家に居住しておりますが、家財道具が増え手狭となったため、申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、東区広谷の借家に居住しておりますが、家財道具が増え手狭となったため、現住居から近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、東区西大寺松崎の借家に居住しておりますが、家財道具が増え手狭となったため、現住居から近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番, 受人は現在, 東区可知五丁目の借家に居住しておりますが, 家財道具増え手狭となったため, 現住居から近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

6ページ11番, 受人は現在, 東区西大寺松崎の借家に居住しておりますが, 家財道具が増え手狭となったため, 現住居から近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番, 受人は現在, 東区西大寺松崎の借家に居住しておりますが, 家財道具が増え手狭となったため, 現住居から近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番から12番について, 農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと思われま。

13番, 申請地は平成29年2月締めで農振除外の申し出がなされ, 11月15日付けで除外済の案件で, 農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され, 転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在中区土田の借家に居住しておりますが, 家財道具が増え手狭となったため, 実家隣接地で今後農業の手伝いもできる申請地を父から借り受け, 分家住宅として転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま。

14番, 申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され, 転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在, 東区浅越で土木工事業を営んでおりますが, 工事受注が増え, 既存施設では置場が不足するため, 会社に近くまた国道2号線バイパスのアクセスに都合がよい申請地を譲り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま。

以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて, 地区協議会に出席された委員さんの意見を願います。

串田委員 5番から14番までの10件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, 許可意見としており, 農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)の14件については, 許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 よろしい。

議長 それでは, 申請等(3)は, 14件を許可と決定します。

次に申請等（４）岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)、申請等（５）(利用権の設定)を、一括して審議します。事務局から説明を、お願いします。

入江係長 申請等（４）の所有権の移転については7ページ1番東区の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で農地の所有者から財団への所有権移転です。

続きまして申請等（５）利用権の設定については、8ページ1番から3番の東区分の3件で農地中間管理機構が貸借希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。なおこの後の耕作者との貸借は、12月31日からの開始と聞いております。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられ、東区協議会では原案通り承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（４）と（５）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に申請等（６）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 9ページ1番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

2番、相続により賃借権を取得しています。引き続き届出人で耕作します。

3番、相続により賃借権を取得しています。引き続き届出人で耕作します。

4番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

5番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

以上は各地区協議会では、いずれも問題なく受理の意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、５件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

入江係長 報告（１）４条届については、１０ページ１番から５番の５件です。転用目的は貸住宅が１件、露天駐車場が１件、共同住宅が１件、戸建住宅が１件、共同住宅用敷地が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１１ページ１番から１３ページ１４番の１４件です。転用目的は共同住宅が１件、自己用住宅が１件、長屋建住宅が２件、専用道路及び隣地緩衝地が１件、分譲住宅地が２件、宅地造成が１件、貸露天駐車場が１件、露天駐車場及び露天資材置場が２件、分譲住宅地及び資材置場用地造成が１件、露天駐車場が２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１４ページ１番から８番までの８件です。解約理由は、耕作目的が４件、転用目的が４件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１５ページ１番の１件です。内容は、農業用倉庫です。

報告（５）農地改良届については、１６ページ１番から３番の３件です。内容は普通野菜畑が２件、果樹園が１件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もなかったら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 「農業委員会だより（第８７号）」の発行、「合同新年会」の開催、個人番号の届出、備前地区農地中間管理事業推進大会について説明する。

岸本職務代理 それではなにか、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１１時１０分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員